

## 社会福祉法人 善友会 一般事業主行動計画（次世代法）

職員が仕事と子育てを両立することができ、個々の能力を発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

2. 内容

目標1：計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率50%以上

女性社員・・・取得率80%以上

### 【実施時期・取組内容】

2026年4月～ 子の看護等休暇・介護休暇（時間単位取得も可）を該当職員に通知。

2026年5月～ 年間の取得状況を確認し、計画的な取得を促す

目標2：時間外労働を一人当たり月平均35時間以内とする。

### 【実施期間・取組内容】

2026年4月～ 部署ごとに前年度の月平均時間外労働の集計と分析を実施

2026年5月～ 時間外労働の多い職員のいる部署に対して改善を要請し時間外労働の発生要因を面談を通じて把握

2026年6月～ 要因にたいしての改善策を各事業所において提出させるとともに時間外労働を減らす業務改善策を策定